

令和7年12月

定例農業委員会総会 議事録

令和7年12月10日（水）

宗像市農業委員会

令和7年12月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和7年12月10日				
招集の場所	宗像市役所北館 第202会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和7年12月10日 午後4時00分	会 長	吉武 順子	
	閉会	令和7年12月10日 午後4時45分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席22人 欠席1人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	吉武 順子	○	13	石松 健一郎	○
2	田中 康雄	○	14	佐藤 裕治	○
3	薄 幸一	○	15	吉永 和義	○
4	岩佐 政子	○	16	寺尾 悦治	○
5	内田 浩徳	×	17	福嶋 仁士	○
6	松井 徳一郎	○	18	和田 孝夫	○
7	安永 正志	○	19	中富 清美	○
8	中山 博之	○	20	原田 義久	○
9	網脇 正幸	○	21	深田 誠	○
10	山下 隆広	○	22	白石 拓也	○
11	天野 寛子	○	23	石松 幸夫	○
12	山田 堅	○			
農業委員会事務局職員 田志事務局長 河野主任主事					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	なし			
	退場	なし			
議事録署名人	4番	岩佐 政子	6番	松井 徳一郎	

令和7年12月定例農業委員会総会会議結果

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
受付NO1 承認
受付NO2 承認
受付NO3 承認
受付NO4 承認
受付NO5 保留
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
受付NO1 承認
- 第3号議案 あっせんの申出について
受付NO1 承認
受付NO2 承認
受付NO3 承認
- 第4号議案 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）に係る意見聴取について
承認

報告事項

- 第1号 農地法第5条の規定による届出について
第2号 宗像市地域別農地賃借料情報の提供について

○議長

令和7年12月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は22名です。

よって、令和7年12月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。5件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

受付番号1番について説明をいたします。●●さんはもともと●●にお住まいでしたが、実家が●●にありまして、仕事がひと段落して何かしたいねと思っていたときに、●●さんからうちの畑を買わんねと相談があり、売買の話がまとまっています。ゆずや柿などを栽培していくということです。審議をお願いいたします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

受付番号2ですが、5ページの地図を見てもらったら分かりますが、申請地の右上の建物が譲渡人の●●さんの実家になります。今は使ってなくて、売却を考えていたということで、譲受人の●●さんが農地を含め住宅と一緒に購入されるということで、3条許可の申請になっています。購入後の農地では、果樹や野菜の栽培になります。よろしくお願ひします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

3番について説明します。この件は●●のバス停の近辺で、以前から荒れている農地でした。●●のバス停のちょうど角、6ページの地図を見てもらったらわかります。申請地の向かい側は、譲受人の●●になっています。申請地の農地は3反で、約7年から8年前から放置してあり、今回、●●がブルーベリーを栽培するというので、地元としてもうれしく思っています。●●は、すぐそばで●●を経営してあり、特に、問題ないと考えています。よろしくお願ひします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局

の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

受付番号4番につづきまして、譲受人の●●さんは●●在住ですが、●●の方に田と畑が約1町4反あります。●●の●●でレモン等を植えたいということです。今日、申請地に行ってきました。更地になっていて、柿の木が3本植わっている状態でした。以上です。審議をお願いいたします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO5について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO5について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO5の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

受付番号5番につきまして、譲受人の●●さんですが、出身が●●で20代のころ農業の経験があり、40代になって●●に来てから、自動車整備の法人化をしてあるそうです。その役員をしてありますが、今回●●の●●でトマトを植えたいと希望してあります。面積は524㎡になります。実際、今日畑を見に行きましたが、●●の方が2人で畝を作っていて、畑の準備をしていました。5畝くらいの面積で、表層を剥がして、4畝くらいをトマト作りに使用するようです。●●の方に責任者を呼んでもらいたかったので電話をしてもらいましたが、連絡がとれませんでした。実際、トマトを植えるような感じのようです。よろしくお願いします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。委員。

○委員

農地を購入後、きちんと農地として利用してもらえればいいのですが。

○委員

基本的にはトマトを栽培するというのであれば、持続して維持管理をしてもらう必要があると思います。

○委員

今は日本にいるから話ができるにしても、●●に帰った場合は、対応という法的に何かありうるのですか。

○事務局

原則としては農地の所有者が適正に管理していくということになると思います。

○議長

今回の件は、所有権の移転にこだわらず、賃借権とかで対応ができるようであれば、そちらの方がいいと思っています。みなさん、どうでしょうか。

○委員

賃借権の方がいいと思います。

○議長

所有者の●●さんの意向はあるとは思いますが、所有権の移転にこだわらず、賃借権で対応可能かどうか、確認をしたいと思いますので、保留ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○議長

第1号議案、受付NO5について、審議を保留とし、確認事項等を踏まえ、再度審議を行いたいと思います。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。

なお、今回、転用目的が家庭菜園となり、今後も野菜等が作付けされていくことから、現地調査は省略をさせていただいています。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第2号議案、受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

私の方で、11月1日に●●さん、●●になりますが、話を聞きました。譲渡人の●●さんは、夫である●●さん、夫の●●さんの実家はこの近くにありますが、●●さんが数年前に不慮の事故で亡くなったので、奥さんの●●さんがこの農地を引き継ぎました。●●さんも●●に住んでおられるので、●●さん一人では農地の管理の対応が難しい状況にあるということで、今回、●●に無償で譲渡したいということです。●●で、そんなに●●が多くはなく、家庭菜園として利用していくということです。

それから12ページの地図を見てください。申請地は●●のすぐ下になります。6畝くらいの畑です。その次のページに写真がありますが、写真の右側が●●になります。地元の●●の人が協力して耕しています。今後、家庭菜園として利用していきます。よろしくをお願いします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案受付NO1について議案説明と担当地区委員から説明・報告がありました。この説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第2号議案、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。3件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO3について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1から受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1から受付NO3についての説明がありました。この件につきましては、人事案件になりますので、質疑を終結いたします。

○議長

第3号議案、受付NO1から受付NO3について、あっせん委員の選出にあたっては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長の指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

それでは、受付NO1から受付NO3のあっせん委員を指名いたします。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）に係る意見聴取について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第4号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から第4号議案、農用地利用集積等促進計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、農用地利用集積等促進計画について承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、農用地利用集積等促進計画について、承認することに決定いたします。

○議長

それでは最後に、報告事項の報告を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」と報告事項第2号「宗像市地域別農地賃借料情報の提供について」の2件が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会で報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

（報告事項第1号及び報告事項第2号について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号及び報告事項第2号の報告がありました。この件につきましては、報告になりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員会総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和7年12月定例農業委員会総会は閉会いたします。